



- 1 当面のスケジュール**
- 来年度創設される新型交付金の活用を踏まえ、本年度内に、庁内の各プロジェクト会議と各専門小部会との合同会議をスタートさせ、重点プロジェクトの重要施策ごとに設定した検討・協議事項を議論し、来年度以降の地方創生に資する具体的な事業の構築につなげていく。
 平成28年3月24日 14:00 ～ フードシティ・観光地域づくり推進プロジェクト会議と農業・観光産業振興部会との合同会議
 3月25日 9:30 ～ クリエイティブシティ推進プロジェクト会議とクリエイティブ産業振興部会との合同会議
 3月25日 14:00 ～ IJU（移住）・地域コミュニティ活性化プロジェクト会議と地域まちづくり振興部会との合同会議
- 2 地方創生推進交付金（新型交付金）の概要**
- 国は、来年度に創設する新型交付金の仕組みを定め、自治体を実施する雇用創出や移住促進といった関連事業（自立性・官民協働・地域間連携・政策間連携の全ての要素を含む取組）への継続的な支援を法制化するため、今国会に地域再生法改正案を提出している。
 - 新型交付金は、地域再生計画の認定を通じ、最長5年の複数年度が認められる。また、新型交付金の対象は、国費1億円（補助50%）を上限に2事業までが目安で、ソフト事業が中心となる。なお、ソフト事業と関連するハード事業は、事業費の50%未満の範囲で認められる。
 - 5割の地方負担について、ソフト事業は普通交付税及び特別交付税で措置され、ハード事業は起債対象となる。